

○法務省
厚生労働省 令第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八
条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のよ
うに定める。

令和三年一月八日

法務大臣 上川 陽子

厚生労働大臣 田村 憲久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省
令
第三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表第一 一～五 (略)		六 その他(九職種十二作業)		職種 (略)	作業	試験	試験実施者
印刷	グラフィア印刷作業	グラフィア印刷	技能実習評価試験	全国グラフィア協同組合連合会			
RPF製造	RPF製造	RPF製造	RPF製造技能実習評価試験	一般社団法人日本RPF工業会			
宿泊 (略)	接客・衛生管理作業						
RPF製造	RPF製造						
別表第二 一～六 (略)		七 その他(十七職種三十作業)		職種	作業		
八 (略)							

改正前

別表第一 一～五 (略)		六 その他(八職種十一作業)		職種 (略)	作業	試験	試験実施者
印刷	グラフィア印刷作業	グラフィア印刷	技能実習評価試験	全国グラフィア協同組合連合会			
(新設)							
宿泊 (略)	接客・衛生管理作業						
(新設)							
別表第二 一～六 (略)		七 その他(十六職種二十九作業)		職種	作業		
八 (略)							

(傍線部分は改正部分)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。